



一般的な注意事項

① 受付後、原則として内容の訂正等できません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。

② 経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。（※許可の有効期限にもご注意ください。）審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③ 1 審査基準日 1 申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

○業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合

※ただし、通知済みの前回申請業種の評点が変更されるような内容の申請については認められません。



一般的な注意事項

① 受付後、原則として内容の訂正等できません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。

② 経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。（※許可の有効期限にもご注意ください。）審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③ 1 審査基準日 1 申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

~~（1）○業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合~~

~~（2）未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行をする場合を除く）~~

※ただし、通知済みの前回申請業種の評点が変更されるような内容の申請、~~前回申請時に完成工事高の移行元だった業種についての再申請~~については認められません。



一般的な注意事項

① 受付後、原則として内容の訂正等できません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。

② 経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。（※許可の有効期限にもご注意ください。）審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③ 1 審査基準日 1 申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

（1）業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合

（2）未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行をする場合を除く）

※ただし、通知済みの前回申請業種の評点に変更されるような内容の申請、前回申請時に完成工事高の移行元だった業種についての再申請については認められません。